

# いじめ対応マニュアル

## 未然防止

- 学級等における児童の心理的安全の確保
- いじめは許さないという教職員の姿勢
- 学級・学年・学校の集団の連帯感の醸成

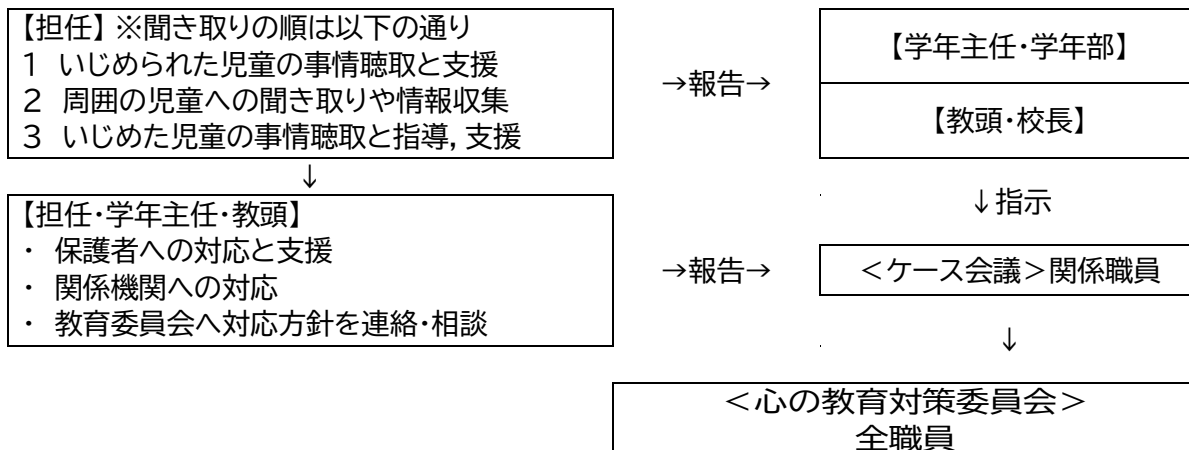
## 早期発見

- 日常の児童の行動観察からの気付き
- アンケートや教育相談による情報収集・共有
- 管理職を初めとした全職員での校内巡視等

## 早期対応

○いじめを認知した場合、学校全体で情報の共有化を図り、いじめを受けた児童への支援、いじめを行った児童生徒への指導、周囲の児童生徒へのケアなど教職員が役割を分担し、迅速で組織的な対応を行う。

## ☆いじめを認知した場合



## ※【いじめ防止に向けた関係機関とその連絡先】

鹿児島県教委	286-2111(代表)	鹿児島中央警察署	222-0110
中央児童相談所	264-3003	福祉部局	216-1244

## ☆正確な実態把握に基づく支援・指導のために

### 【児童】

- ・ いじめられた児童、いじめた児童、周囲にいる者から個別に聞き取りを行う。
- ・ 事情聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
  - ・ いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- ・ 情報の食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・ 聴取を終えた後は、保護者に電話連絡を行ったり、当該児童を自宅まで送り届け、担任(学年主任 or 教頭 同行)が保護者に直接説明したりする。

### 【保護者】

- ・ 直接会って、聞き取った事情を説明し、今後の具体的な対策を話す。
- ・ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

## ☆関係者への対応について

	いじめられた(被害者)	いじめた(加害者)
児童 へ	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 必ず守り通すという姿勢を明確し、秘密を守ることを約束することで、安心感を与える。</li> <li>② つらさ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認して、今後の対応を一緒に考える。</li> <li>③ 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を伝える。</li> <li>④ よい点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。</li> <li>⑤ 自己肯定感を回復できるよう、学級集団に溶け込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。</li> <li>⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。</li> </ol> <p>※留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の安全の確保に配慮して安心させ、児童との信頼関係を築く。</li> <li>・ 児童の話を聴くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。</li> <li>・ 具体的支援については、本人の意志や希望を大切に、意向を確認しながら進める。</li> <li>・ 秘密が守られる環境を用意する。</li> <li>・ 焦らずせかさず共感的に接する。</li> <li>・ 心の整理をする時間を確保する。</li> <li>・ これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。</li> <li>・ 教師＝味方の関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを理解させる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別の関わりを継続する。</li> <li>③ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。</li> <li>④ 何がいじめであるか、いじめの定義や内容についてしっかりと理解させる。</li> <li>⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊にする指導を根気強く継続して行う。</li> <li>⑥ いじめた児童の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。</li> <li>⑦ 状況に応じて、警察等の協力や出席停止措置をとる。</li> <li>⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を適宜行う。</li> </ol> <p>※留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開き直りに対処する。 暴力行為について「ただ遊んでいただけ」などと教師や保護者を自分の都合のよい方向に言いくるめようとすることがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くこと。</li> <li>・ 「被害者にも非がある」と認めてはならない。 「確かに、〇〇(被害者)にも非はあるよね」と認めてはならない。「〇〇も悪いといったから、自分は悪くない」と自分の都合のよい方向に解釈させないこと。</li> <li>・ いじめという言葉を使わずに指導する。 いじめ行為を指摘すると「ただ借りていただけ」と自分の都合のよいように取り繕う児童もいる。「自分の物がなくなったり、他の人が使っていたりしたらどう思う?」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる?」というように、いじめという言葉を使わずに、その加害者が行った具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだと指摘する。</li> </ul>
保護者 へ	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 発見した日その日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。</li> <li>② 把握している実態や経緯を隠さず伝える。</li> <li>③ 学校として児童を守り通すことや今後の指導方針を伝え、対応について協議する。</li> <li>④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。</li> <li>⑤ 家庭で児童の変化に注意してもらい、些細なことでもよいので相談するように伝える。</li> <li>⑥ 状況により、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して弾力的に対応する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた児童や保護者の気持ちに共感してもらう。</li> <li>② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。</li> <li>③ 担任等が仲介役となり、いじめられた児童の保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。</li> <li>④ 児童のよりよい成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。</li> </ol>
傍観者 へ	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 当事者以外の周りの児童からも情報を収集し、実態把握に生かす。</li> <li>② いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。</li> <li>③ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。</li> <li>④ 見て見ぬふりをする背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。</li> <li>⑤ いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。</li> </ol>	

## ☆ネット上のいじめへの対応について

### 1 ネット上のいじめとその特徴

#### 携帯電話やパソコン、タブレット等を通じて、インターネット上で行われるいじめのこと

例： SNS やオンラインゲーム上のチャットなどで悪口を書いたり、無視したり、仲間外れにしたりする。

個人情報や画像を無断でインターネット上に投稿する。

特定の誰かになりすましていやがらせを行う。

#### 【特徴】

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握

### 2 ネット上のいじめへの対応（参考資料「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集 H20.11 文部科学省）

#### (1) いじめの発見

- ・ 「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、児童や保護者からの相談であることが多い。また、児童の様子の変化から事案を把握した事例もある。児童が出すいじめの兆候を見逃さず、対応していく必要がある。

#### (2) 書き込み内容の確認

- ・ 誹謗・中傷等の書き込みの相談が児童、保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトしたり、その画面のスクリーンショットを取ったり、カメラで撮影したりするなどして、内容を保存するようにする。保護者にもその協力を仰ぐ。

#### (3) 掲示板等の管理者に削除依頼

- ・ 掲示板等のトップページから、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探す。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示される。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっている。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する必要がある。削除依頼を行う場合、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報を悪用される場合もあることを留意しておく。

#### (4) 掲示板等のプロバイダに削除依頼

- ・ 掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合は、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

#### (5) 削除依頼をしても削除されない場合

- ・ 送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。削除が必要なURLや書き込みNo. などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

# ☆重大事態への対応について

## 1 重大事態の発生と緊急対応

### (1) 重大事態の意味

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

(法第28条第1項第1号に関わる事態)

- ・ 児童生徒が自殺した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(法第28条第1項第2号に関わる事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

### (2) 重大事態への緊急対応

○ 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じ、直ちに市長へ報告する。

○ 全校体制による緊急対応

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
- ・ PTA・警察などとの連携など

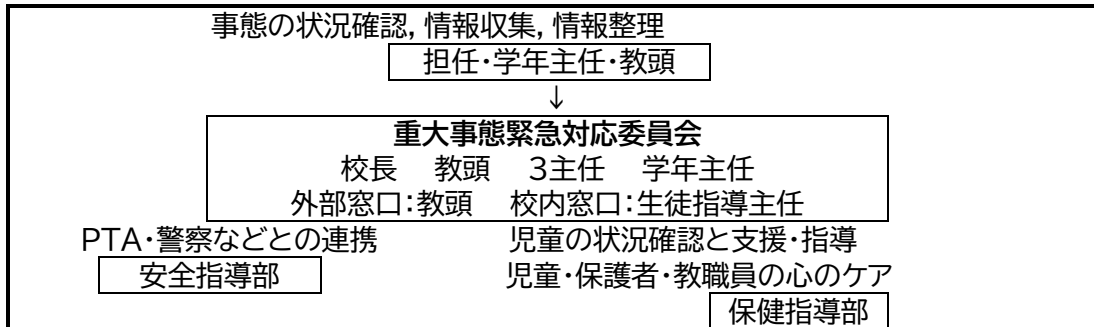
○ 市教育委員会との連携

- ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
- ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなど緊急派遣等の人的支援の要請
- ・ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請

## 2 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

### (1) 調査の組織



### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

・いつ(いつ頃から) ・どこで ・誰が ・何を, どのように(態様)

・なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

- いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも十分配慮する。
- ・ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
- ・ 情報を提供してくれた児童等の安全確保
- ・ 「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施
- いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合(いじめられた児童が入院または意識不明等の病状や死亡した場合)、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し今後の調査について協議し、調査に着手する。

### (3) その他の留意事項

#### ア 心のケア

いじめられた児童およびその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

#### イ 調査に当たっての説明等

いじめられた児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について十分に説明し、合意を得ておく。

ウ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

#### エ 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために窓口を教頭として、市教育委員会と連携を取りながら対応する。

## ☆その他

- 学校のいじめ基本方針について年度初めの学級PTAで保護者に説明する。
- 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページで公表し、児童一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲換気を図ることができるようにする。
- 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ防止基本方針を更新していくようにする。
- ネット上のいじめについては、低年齢化するスマートフォンの利用に伴い、年々問題が深刻化してきている。1人1台端末環境が整備され、学校においても情報教育の充実が図られる今、情報モラルやネットリテラシーについて十分な指導を進めていくことが、生徒指導上の課題解決につながる。そのことを踏まえて、教員を対象とした情報教育についての研修や、保護者へ向けた家庭でのルール作りやフィルタリング等についての定期的な啓発を進めていくことが求められる。